

2004年、外国人の中国への特許出願は著しく増加

2004年に国家知識産権局が受理した外国からの特許出願は、74,864件で、2003年の57,249件から30.8%増加した。出願総件数の上位十位は、やはり昨年と同様で、日本は30,444件の出願件数で首位を占め、その後すぐに米国が続く。第三位、第四位、そして第七、八、九、十位は、韓国、ドイツ、スイス、英国、イタリア、スウェーデン、2003年に第五位、第六位に位置していたフランスとオランダは、2004年には丁度順位が入れ替わっていた。

自動車ブランド販売管理実施規則 が今月にも施行される

商務部等の部門が共同で公布した 自動車ブランド販売管理実施規則 が2005年4月1日から正式に施行される。

自動車ブランドを販売することの核心は、販売の許諾を受けること、すなわち、自動車ブランドの販売活動に従事するときは、自動車生産企業又はその許諾を受けている自動車総代理店の許諾を受けなければならないということに鑑み、規則 は、主に自動車ブランドを販売する車種の範囲と時間、自動車生産企業が確立すべき完備された自動車ブランドの販売サービス体制、自動車供給商、ブランド代理店の資質要件、設立手続、行為規範及び政府部門の監督管理等について規定している。

商務部が2005年度、2006年度の重点育成ブランドを発表

近頃、自主的にブランドを輸出することに力を入れ、輸出商品の国際競争力を高め、対外貿易を増大させる方法を根本から転換することを実現するため、商務部は、“2005年度、2006年度重点育成・発展輸出ブランド”の名簿を発表した。

この25社の企業とブランドは、春蘭集団の“春蘭”、金城集団の“金城”、新科電子の“新科”、無錫リトルスワンの“リトルスワン”。

通潤機電の“通潤”、熊貓集団の“熊貓”、江動集団の“江動”、新世紀機車科技の“新世紀”、常柴股份有限公司の“常柴”。

陽光集団の“陽光”、波司登股份有限公司の“波司登”、海欄集団の“聖凱諾”、紅豆集団の“紅豆”、夢蘭集団の“夢蘭”。

江蘇省紡績工業会社の“ Su-tex ”、蘇豪国際の“ 蘇豪 ”、黒牡丹集団の“ 黒牡丹牌 ”、舜天股份有限公司の“ 舜天 ”、紫荊花紡績股份有限公司の“ 紫荊花 ”、A B 集団の“ A B ”。

雲蝠集団の“ S H E R F F E R ”、南京紡績の“ 朗詩 ”、開元軽工の“ 友誼 ”、江蘇弘業の“ 愛濤 ”、江山農化の“ 江山 ”。

判っているところでは、およそ重点育成・発展輸出ブランドに指定された企業について、商務部は、知的財産権の保護、イメージの宣伝、国際市場の開拓、展示会のブース分配及び製品の研究開発等の方面において、優遇して政策上の重点を置き、今後二年ごとに一回の認定を行う。

2005 年 3 月 14 日 『中国知識産権網』より

昨年の全国で取り締まられた涉外商標事件は 1.5 倍増加

国家工商行政管理総局が 2005 年 3 月 22 日に発表した情報によると、2004 年、全国各級の工商行政管理部門で取り締まられた各種商標法違反事件は、合わせて 51,851 件に上り、2003 年と比べて 38.3% 増加、過料総額は 2 億 6800 万人民元で、10.7% 増加した。司法機関に移送して刑事責任を追及した事件は 96 件、人数は 82 人で、それぞれ 113% と 63.4% 増加しており、商標権を侵害する模倣品に関する涉外事件の取締件数は、2003 年に比べて 158% 増加した。

取締額が 100 万人民元以上の重大事件について、上位四位に名を連ねる省は、上位から順に江蘇省、上海市、浙江省、北京市である。

2005 年 3 月 23 日 『法制日報』より

急転回する海信、東林とシーメンスの商標紛争

3 月 6 日、中国海信集団とドイツボッシュ・シーメンス家庭用電器製品グループは、北京で共同声明を発表した（以下、「声明」という。）。

当該声明によれば、海信とボッシュ・シーメンスは、十分に協議することによって、遂に商標紛争事件について和解することで合意したとのことである。ボッシュ・シーメンスは、現地の法律に基づき、ドイツ及び欧州連合（E U）等の全ての地域において登録している“ H i s e n s e ”商標の全部を海信集団に譲渡し、あわせて、海信に対する商標権侵害訴訟を取り下げることに同意し、海信集団もまたボッシュ・シーメンスの商標に関する全ての商標登録出願を取り下げることに同意した。

声明の中で、中国海信集団とドイツボッシュ・シーメンスは、ともにこの和解を契機として、今後、さらに多くの関連業務分野において協力する機会を積極的に検討し、友好と協力の関係を深め、事業の発展を促進することを希望する旨を表明した。

同様にボッシュ・シーメンスとの商標紛争が継続している廈門東林電子からも最新情報が伝わっているが、当該公司董事長の賈強氏が明かしたところによれば、ボッシュ・シーメンスは、現在、東林電子とも積極的に対話と協議を行っており、双方の商標紛争も再び和解の兆しが見えてきている。そのため、賈強氏としては、ドイツへ赴き訴えを提起する時期を延期するとのことである。

2005年3月10日『中国工商報』より

全国初、著作権侵害に関する損害賠償規範が制定される

盗作の損害賠償金は、最低 2000 人民元

今後、法廷で検証され事実と認定された“盗作作家”らは、精神的損害の慰謝料として最低 2000 人民元を支払わなければならない。2005年3月13日、北京市高級人民法院が公布した 著作権侵害に係る損害賠償に関する指導意見（以下、指導意見 という。）では、著作権侵害に関する精神的損害の賠償基準が初めて明確に規定された。

北京市高級人民法院の関係責任者の紹介によると、指導意見 は、主に“勝訴するのが逆に散財になる”という現在の比較的普遍的な現象への対策であり、一般の著作権者が損害賠償の具体的な基準について十分に理解していないことに根本的原因があるとしている。判明しているところによれば、これは、中国初の著作権の損害賠償の問題に関する専門規範である。

精神的損害の賠償は、最低 2000 元

指導意見 は、次のとおり規定している。著作者人格権又は実演家人格権の侵害で情状が著しいものについて、権利侵害行為の停止、影響の除去、公開謝罪の方法によって、尚、原告の被った精神的損害を慰謝するに足りないときは、被告に対し、原告の精神的損害に係る慰謝料を支払うべき旨の判決を下さなければならない。賠償金額の確定方法について、精神的損害の慰謝料の金額は、被告の過失の程度、権利侵害の方法、権利侵害の事情、影響の範囲、権利侵害による利得の取得状況、賠償責任を負担する能力等の要素を勘案して確定しなければならない、と規定している。具体的な金額は、一般的に 2000 人民元以上、5 万人民元以下である。

“故意侵害”については、処罰を加重することができる。

指導意見 が確立した“加重損害賠償”の原則によれば、被告が著作権又は著作権に関する権利を侵害したことにより、既に二回以上、刑事責任、行政責任又は民事責任を追及された場合は、人民法院は、この規定に基づいて確定される賠償金額を限度として、賠償金額を加重して確定しなければならないとされる。

これと同時に、情状の著しいものであって、公共の利益に損害を及ぼした権利侵害者に対しては、さらに過料、没収、権利侵害となる複製物の廃棄等、民事的制裁措置を執ることができる。また、訴えられた権利侵害行為が訴訟係続中に、尚も継続されていた場合は、拡大した損害も賠償範囲にすべて含めることができる。

弁護士費用、公証費用も賠償しなければならない

指導意見 では、権利侵害者は、権利者が権利侵害を制止するために支払った合理的な支出を賠償しなければならないと規定しており、それには、弁護士費用、公証費用、監査費用、旅費、宿泊料等が含まれる。

弁護士費用の賠償を要する前提としては、事案の専門性と複雑さの程度により、弁護士に訴訟代理を依頼することが確実に必要と認められるものであって、被告の権利侵害行為が一応成立すると認められ、かつ損害賠償責任を負わなければならないことである。

弁護士費用の具体的な算定方法は、判決により確定した賠償金額と訴訟請求額の比率によって、弁護士費用を算定、確定し、同時に判決がその他の訴訟上の請求も認容したときは、相当と認められる範囲で賠償金額を引き上げるものとされる。被告が損害賠償責任を負わないが、権利侵害行為を停止し、公開して謝罪すること等の民事責任を負うべき旨を命令されたときは、原告の訴訟上の請求が認容された場合を斟酌して弁護士費用を算定、確定する。ただし、一般には、通常の弁護士費用の三分の一を超えないものとする。

2005年3月14日『中国知識産権網』より